

## 6 国庫補助金

### (1) 特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金

公立の特別支援学校並びに特別支援学級へ就学する児童及び生徒の保護者等に対する都道府県並びに市町村の行う就学奨励事業に対し、国は予算の範囲内で、その2分の1を補助する。

#### ① 年度別推移

単位：円

年度	種別	特別支援学校（県立及び市立分）		特別支援学級（市町村分）		備考
		区分	支給額	内国庫補助金等額	実施市町村数	
18	国庫負担金対象経費	325,363,592	162,681,796			
	国庫補助金対象経費	148,234,318	51,678,046	56	38,887,000	
19	国庫負担金対象経費	330,143,486	165,071,743			
	国庫補助金対象経費	151,293,915	51,954,645	56	40,881,000	
20	国庫負担金対象経費	346,546,418	173,273,209			
	国庫補助金対象経費	156,822,500	54,458,014	56	45,846,000	
21	国庫負担金対象経費	352,321,686	176,160,843			
	国庫補助金対象経費	152,642,432	57,287,903	57	54,061,000	
22	国庫負担金対象経費	360,229,440	180,113,720			
	国庫補助金対象経費	120,624,305	48,317,754	55	59,735,000	
23	国庫負担金対象経費	377,228,961	188,474,255			
	国庫補助金対象経費	127,637,293	48,466,960	55	51,575,000	
24	国庫負担金対象経費	406,761,994	203,380,997			
	国庫補助金対象経費	135,053,336	51,600,000	55	42,337,000	
25	国庫負担金対象経費	406,576,438	203,288,219			
	国庫補助金対象経費	131,641,008	53,565,000	55	56,953,000	
26	国庫負担金対象経費	421,327,540	210,556,809			
	国庫補助金対象経費	150,778,217	75,393,000	55	87,188,000	
27	国庫負担金対象経費	419,672,723	209,836,361			
	国庫補助金対象経費	165,757,805	82,878,000	55	100,836,000	
28	国庫負担金対象経費	448,499,127	224,249,563			
	国庫補助金対象経費	183,345,080	90,711,000	55	108,669,000	
29	国庫負担金対象経費	440,321,300	220,160,650			
	国庫補助金対象経費	173,534,014	86,766,000	55	115,355,000	
30	国庫負担金対象経費	440,262,961	220,131,480			
	国庫補助金対象経費	184,649,838	92,324,000	55	126,561,000	
R1	国庫負担金対象経費	415,325,585	207,662,792			
	国庫補助金対象経費	184,984,200	92,491,000	55	133,091,000	
R2	国庫負担金対象経費	391,294,743	195,647,124			
	国庫補助金対象経費	156,694,836	78,330,000	55	130,032,000	
R3	国庫負担金対象経費	406,330,184	203,165,092			
	国庫補助金対象経費	168,598,411	84,290,000	55	147,681,000	
R4	国庫負担金対象経費	470,000,000	235,000,000			予定
	国庫補助金対象経費	194,000,000	97,000,000	55	201,916,000	

②補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、次のとおりである。

経費区分	学校種別 (部別)	特 別 支 援 学 校					特 別 支 援 学 級		通常学級 (22条の3)		
		幼稚部	小学部	中学部	高等部		小学校	中学校	小学校	中学校	
					本・別科	専攻科					
教科用図書購入費		-	-	-	31	39	-	-	-	-	
学校給食費		40	29	29	33	43	46	46	H25	H25	
交通費	通学費	本人経費	38	29	29	34	44	46	46	H25	H25
		付添人経費	38	小1～3年 30 小4～6年 44(肢) 48(重)	44(肢) 49(重)	(肢) 56 (重)	(肢) 56 (重)	-	-	-	-
	帰省費	本人経費	38	29	29	34	44	-	-	-	-
		付添人経費	38	30	30	56(肢) (重)	56(肢) (重)	-	-	-	-
	職場実習費		-	-	60	45	45	-	60	-	H25
	交流及び共同学習費		H6	61	62	H元	-	H6	H6	H25	H25
寄に宿伴 舎う居 経住費	寝具購入費	38	29	29	35	-	-	-	-	-	
	日用品等購入費	38	29	29	35	41	-	-	-	-	
	食費	38	30	30	36	41	-	-	-	-	
修学 旅 行 費	修学旅行費	本人経費	-	35	35	37	-	46	46	H25	H25
		付添人経費	-	51(肢) (重)	51(肢) (重)	H3(肢) (重)	-	-	-	-	-
	校外活動等参加費	本人経費	45	44	44	51	-	46	46	H25	H25
		付添人経費	H7	小1～3年 H7 小4～6年 H7(肢) (重)	H7(肢) (重)	H7(肢) (重)	-	-	-	-	-
職場実習宿泊費		-	-	-	H8	H8	-	-	-	-	
学購 用入 品費	学用品・通学用品購入費	45	36	36	42	-	46	46	H25	H25	
	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	-	50	50	H5	-	50	50	H25	H25	
オンライン学習通信費		-	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	

注1) 数字は、初めて支給された年度を示す。(数字のみは昭和、Hは平成、Rは令和を示す)

注2)  の欄は、負担対象経費を示し、その他の数字の入った欄は、補助対象経費を示す。

注3) 表中「22条の3」は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒である。

注4) 小学部4年から高等部(本・別科)に係る通学生の付添人の交通費(小1～小3までは全員に支給)は、肢体不自由者である児童生徒の通学付添人及び重度・重複障害の児童生徒の通学付添人についての経費である。

注5) 高等部についての帰省付添人の交通費は、肢体不自由者である生徒及び重度・重複障害の生徒の付添人についての経費である。

注6) 修学旅行の付添費は、肢体不自由者である小・中・高等部(本科・別科)の児童生徒及び重度・重複障害の児童生徒の付添人についての経費である。

注7) 小学部4年から高等部(本・別科)に係る校外活動等参加の付添人経費(小1～小3までは全員に支給)は、肢体不自由者である児童生徒の付添人及び重度・重複障害の児童生徒の付添人についての経費である。

③ 対象者等

		特別支援学校	同左支給率	特別支援学級 ・22条の3	同左支給率
要保護家庭		○	全額		
収入額 ／ 需要額	1.5未満	○	全額	○	1/2  ※③
	1.5以上	○	1/2 ※①		
	2.5未満				0 ※②
	2.5以上				

※① 特別支援学校の高等部の教科用図書購入費，幼・小・中学部及び高等部（本・別科）の通学等に要する交通費，高等部（本・別科）のICT機器購入費（学用品・通学用品購入費加算分）は全額。ただし、オンライン学習通信費は支給対象外。

※② 特別支援学校の高等部の教科用図書購入費，幼・小・中学部及び高等部（本・別科）の通学等に要する交通費，高等部（本・別科）のICT機器購入費（学用品・通学用品購入費加算分）は全額（幼・小・中学部及び高等部（本・別科）の交流及び共同学習費，中学部及び高等部（本・別科）の職場実習費は2分の1）。

※③ 通学等に要する交通費は全額。ただし、遠距離児童生徒通学費補助金対象児童生徒は除く。また、オンライン学習通信費は収入額／需要額が1.5倍未満の場合のみ対象。

※④ 通学等に要する交通費は2分の1。ただし、遠距離児童生徒通学費補助金対象者は除く。

注) 弱視，難聴，言語障害等で年間を通じて定期的に，特別支援学級等で，特定の時間のみ特定の指導を受けている児童生徒については，その通学に要する交通費（他校通級の場合に要する交通費）のみを対象とすることができる。また，通級による指導の制度化に伴い，特別の指導の場で通級による指導を受ける児童生徒の通学費についても，同様に措置する。